こども医療費受給資格者証・重度心身障がい者医療費受給資格証の送付

新しい受給者証を順次送付しています。4月からは新しい受給資格者証を医療機関等の窓口に提出ください。

◆**対象**　こども医療費：新小学1年生・新中学1年生、重度心身障がい者医療費：重度心身障がい者医療費受給資格者

◆**送付物**
・こども医療費受給資格者証（小学生はむらさき色、中学生はピンク色）
・重度心身障がい者医療費受給資格者証（水色）

◆**注意事項**
・受給期間が終了した受給資格者証は使用できませんので、問合先まで返却ください。
・受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。
・重度心身障がい者医療費助成の「現物給付方式」については、広報とちぎ3月号をご覧ください。

◆**問合先**
本 保険医療課☎(21)2136

平成29年度 雨水貯留・浸透施設設置補助金

雨水の流出を抑制し有効利用するため、次の施設を新たに設置する方に、費用の一部を補助します。

雨水貯留施設　屋根に降った雨水を一時的に貯留し、散水用の水などとして利用するための設備（市販の雨水タンク、不要浄化槽からの転用品等）

雨水浸透施設　屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備（市販の雨水浸透マス等）

◆**補助対象**　市内の専用住宅または住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅を所有または占有し、平成30年3月までに施設完成見込みで、市税等の滞納がない方。
※必ず工事着手前に申請をしてください。

◆**補助金額**

区分	補助基準	補助金額
雨水貯留施設（1敷地に1基まで）	容量150ℓ以上（市販の雨水タンク、自家製作品、浄化槽転用も可）	設置に要した金額の2分の1以内（上限30,000円）
雨水浸透施設（1敷地に4基まで）	内径30cm以上のコンクリート製または樹脂製で、蓋付の市販製品を使用	設置に要した金額の2分の1以内（上限50,000円）

◆**申請期間**　4月～平成30年3月（随時受付・予算がなくなり次第終了）

◆**その他**　施設の構造、設置場所及び施工方法は、市が定める設置基準に従ってください。

◆**問合先**
本 下水道業務課☎(21)2421

ご利用ください 浄化槽設置補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防ぐため、台所やお風呂などの生活排水とし尿をあわせて処理できる浄化槽を新たに設置する方などに、費用の一部を補助します。

※平成29年度より浄化槽を設置する場合は**環境配慮型浄化槽のみが補助対象**となります。

◆**対象**
・公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域以外の専用住宅または住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅に**環境配慮型浄化槽**を設置し、平成30年3月までに工事が完成見込みの方。
・公共下水道等の認可区域であったため、合併処理浄化槽設置時に補助金の交付を受けることができずに設置したが、その後5年以上を経過しても公共下水道が整備されないため、現在も下水道が使用できない方。
下水道整備後は速やかに接続替えを行うことになります。

◆**補助金額**

費用区分		下水道認可区域等以外	下水道等認可区域
浄化槽	5人槽（延床面積が130㎡以下）	332,000円	332,000円
	7人槽（延床面積が130㎡超）	414,000円	414,000円
	10人槽（2世帯住宅：台所・浴室が各2つ以上）	548,000円	548,000円
敷地内処理装置（放流先がなく浄化槽と同時に設置する場合に限る）		100,000円	
単独処理浄化槽撤去費（家の建て替え等を伴わずに浄化槽を入れ替える場合に限る）		100,000円	

◆**申請期間**　4月～平成30年3月（随時受付。予算がなくなり次第終了）

◆**その他**　工事は浄化槽設備士のいる業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めに申請してください。

※ご注意ください
工事の契約内容や支払いをめぐり、業者とトラブルになるケースが増えています。複数の業者から見積りを取り金額を比較するなど、契約を結ぶ前によく確認ください。

◆**問合先**
本 下水道業務課☎(21)2421

医療用ウイッグ購入費補助

抗がん剤治療に伴う脱毛により医療用ウイッグが必要な方に、購入費用の一部を補助します。（※購入から1年以内のものに限ります）

◆**補助額**
・3万円または購入経費の9割の額のいずれか低い額
※対象の方1人につき1回限りです。

◆**提出書類**
・抗がん剤治療を受けていることを証明する書類（お薬手帳や診療明細書など）
・ウイッグ購入の領収書
・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
・振込先口座が確認できる書類

◆**申込**　申請用紙（栃木保健福祉センター、本庁舎2階健康増進課窓口、各総合支所市民生活課に設置、市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、問合先まで提出。

◆**問合先**
本 健康増進課☎(25)3512

国民年金保険料 学生納付特例の申請（4月1日から）

学生で所得が一定額以下の場合、申請をすると国民年金保険料の納付が猶予されます。

◆**申請に必要なもの**
・年金手帳
・学生証（写し可）または在学期間がわかる在学証明書
・印かん

◆**申請できる期間**
平成29年度に申請ができるのは、申請が受理された月から2年1か月前～平成30年3月です。なお、平成28年度に学生納付特例を承認された方で、平成29年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字された学生納付特例申請書（ハガキ形式）が送付されます。これを返送された方は、窓口での申請は不要です。
申請受付は各総合支所でも行っています。

◆**問合先**
本 保険医療課☎(21)2134

平成29年度の国民年金保険料額

国民年金の保険料は毎年度改定されます。平成29年度は**月額1万6，490円**（前年度比230円増）となります。
4月上旬に日本年金機構から納付書が送られます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料を前納する場合は、5月1日（月）が納期限です。

◆**問合先**
本 保険医療課☎(21)2134

巴波川一斉清掃

巴波川一斉清掃にご協力をお願いします。

◆**日時**　4月22日（土）　7時～8時

◆**場所**　蟹田橋（大町）～JR両毛線高架橋

◆**主催**　栃木市河川愛護会、自治会連合会、地域クリーン推進員連合会

◆**協力団体**　栃木市建設業協同組合

◆**問合先**
栃木市河川愛護会事務局（道路河川維持課内）☎(21)2408

特定計量器の定期検査

平成29年度は計量法で定められた「はかりの定期検査」の年です。左表の日程で検査を行います。前回受検した店舗等には、受検のお知らせをします。

◆**検査を受けるはかり**
・商店等で品物の売買など取引で使用するもの
・病院、診療所、学校、保育所等で体重測定など証明に使用するもの
・その他、荷物運搬の料金算出（宅配便受付を含む）や薬の調剤に使用するもの

◆**検査手数料**　栃木県収入証紙での納入となりますので、現金をご用意ください。

◆**時間**　各日10時～12時、13時～15時

◆**問合先**　栃木県計量検定所☎028-667-9425
本 商工振興課☎(21)2371
各総合支所産業振興課

特定計量器検査の日時・場所

期日	対象地域	場所
5/12(金)	岩舟地域(全域)	岩舟総合支所会議室棟(岩舟町静)
5/15(月)	藤岡地域(全域)	藤岡公民館(藤岡町藤岡)
5/16(火)	大平地域(全域)	かかしの里(大平町西山田)
5/17(水)		
5/18(木)	大平地域(全域)	大平まちづくり交流センターブラッツおおひら(大平町富田)
5/19(金)	旭町、室町、城内町、沼和田町、河合町、境町	栃木保健福祉センター（今泉町2丁目）
5/22(月)	大宮地区、国府地区	
5/23(火)	神田町、本町、日ノ出町、泉町、昭和町	
5/24(水)	皆川地区、吹上地区、寺尾地区	老人福祉センター福寿園(千塚町)
5/25(木)	平井町、片柳町、富士見町、嘉右衛門町、大町	水道庁舎(薗部町3丁目)
5/26(金)	万町、倭町、薗部町、入舟町	
5/29(月)	柳橋町、湊町、小平町、箱森町、祝町、錦町	
5/30(火)	都賀地域(全域)	都賀公民館(都賀町原宿)
5/31(水)	西方地域(全域)	西方公民館(西方町本城)

公共下水道供用開始区域の拡大

3月31日から、公共下水道の使用できる区域に次の区域が追加されます。きれいで住みよい街づくりのため整備された公共下水道に、1日も早く接続されますようお願いします。

栃木地域…城内町2丁目、沼和田町、片柳町2丁目、片柳町4丁目、平井町、薗部町4丁目、箱森町、川原田町、野中町、国府町、大塚町地内の各一部

大平地域…牛久、西野田地内の各一部

藤岡地域…赤麻地内の一部

岩舟地域…下津原地内の一部

※供用開始区域の資料は、下水道建設課で縦覧できます。市ホームページにも掲載しています。

◆**問合先**
本 下水道建設課☎(21)2292

農業委員会の許可基準（下限面積）

農地を売買や貸し借りする場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。左記の地区は、4月1日から許可基準の下限面積を、次のように変更しました。

◆**設定基準**（30アール）

栃木地区…万町、倭町、旭町、室町、城内町1・2丁目、神田町、本町、日ノ出町、沼和田町、河合町、片柳町1～5丁目、湊町、富士見町、境町、平井町、薗部町1～4丁目、入舟町、祝町、柳橋町、箱森町、小平町、嘉右衛門町、錦町、泉町、大町、昭和町

寺尾地区…尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町

藤岡地区…藤岡、下宮

赤間地区…赤麻、大前

真名子地区…真名子

岩舟地区…静、鷲巣、下津原、畳岡

小野寺地区…古江、新里、三谷、下岡、上岡、小野寺

※右記以外の地域は変更なし（50アール）

◆**問合先**
農業委員会事務局☎(21)2393